

調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売若しくは授与を行う体制の概要①（薬局）

記載例

薬局の所在地 東京都千代田区霞が関〇—〇—〇
 薬局の名称 〇〇薬局

【薬局の業務内容】

1日平均処方箋取扱数	80 枚 →①	
調剤に従事する薬剤師の員数	3.3 人 →②	
医薬品の販売・授与	有 ※「有」又は「無（調剤のみ）」から選択	
(販売・授与する医薬品の区分)	薬局医薬品（薬局製造販売 医薬品を除く。）	<input type="checkbox"/>
	薬局製造販売医薬品	<input type="checkbox"/>
	要指導医薬品	<input type="checkbox"/>
	第1類医薬品	<input type="checkbox"/>
	指定第2類医薬品	<input type="checkbox"/>
	第2類医薬品	<input type="checkbox"/>
	第3類医薬品	<input type="checkbox"/>
兼営事業の種類	管理医療機器販売業	

※特定販売を行う場合、別途【特定販売に関する事項】を提出してください。

処方箋の取扱数については、薬機法施行令第2条の13等を踏まえて算出した取扱数を記載してください

員数の考え方については「薬局等の許可等に関する疑義について」（平成11年2月16日付け医業企第17号）を参照し、
 ・常勤の薬剤師については1
 ・非常勤の薬剤師については、薬局が1週間に定める勤務時間が32時間未満の場合は32で除した数、そうでない場合は薬局の定める勤務時間で除した数としてください。

合わせて行う薬事関係法令の業種を記載してください。

【通常の週当たり開店時間等】

薬局の開店時間	56 時間 →③
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	56 時間 →④
要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	56 時間 →⑤
要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供等するための設備	2 か所 →⑥
うち、要指導医薬品又は第一類医薬品の情報提供等するための設備	2 か所 →⑦

【通常の調剤及び要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

※勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は除く。

調剤	薬剤師	138 時間 →⑧
要指導・一般用医薬品の販売等	薬剤師	138 時間
	登録販売者	0 時間 計 138 時間 →⑨
要指導・第一類医薬品の販売等	薬剤師	138 時間 →⑩

・週当たりの調剤、医薬品の販売に従事する薬剤師、登録販売者の従事時間の合計を記載してください。
 （例えば、薬剤師2名が40時間ずつ勤務している場合は80と記載）
 ・登録販売者が勤務していない場合、登録販売者の従事時間の欄には「0」を記載してください
 ・合計の時間は水色のセルから計算するため、申請者では入力しないようお願いします（以下同じ）。

【体制省令への適合状況】

(調剤に従事する薬剤師の員数) ≥ (1日平均処方箋取扱数) / 40 ② 3.3 ≥ ① 80 / 40 (体制省令第1条第1項第2号)	適否	<input type="radio"/>
(調剤に従事する薬剤師の勤務時間) ≥ (薬局の開店時間) ⑧ 138 ≥ ③ 56 (体制省令第1条第1項第6号)		<input type="radio"/>
(要指導・一般用医薬品の販売等に従事する専門家の勤務時間数) / (情報提供等する設備数) ≥ (販売する開店時間) ⑨ 138 / ⑥ 2 = 69 ≥ ④ 56 (体制省令第1条第1項第10号)		<input type="radio"/>
(要指導・第一類医薬品の販売等に従事する薬剤師の勤務時間数) / (情報提供等する設備数) ≥ (販売する開店時間) ⑩ 138 / ⑦ 2 = 69 ≥ ⑤ 56 (体制省令第1条第1項第11号)		<input type="radio"/>

調剤に関する事項の「適否」の欄が「○」にならない場合、体制省令に適合していないと考えられるため、業務体制について再度確認してください。
 なお、調剤のみ場合、体制省令第1条第1項第10号、11号の欄は空欄のままとなります。

調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売若しくは授与を行う体制の概要②（薬局）

記載例
 薬局の所在地 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
 薬局の名称 〇〇薬局

【通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制】

(営業日)		(通常の営業時間)		(営業時間から除外する時間※該当する場合)	
①	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	9 : 00 ~	18 : 00	()
②	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	9 : 00 ~	17 : 00	(12 : 00 ~ 13 : 00)
③	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> 日	9 : 00 ~	13 : 00	()
④	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	:	:	()
⑤	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	:	:	()

通常の営業日及び営業時間を記載してください。複数の曜日で通常の営業時間が同様の場合、チェックボックスに✓を入力し、適宜まとめて記載して差し支えありません。
 また、除外する時間がある場合には、()内に当該時間を記載してください。

(通常の週当たりの営業時間等)			
営業時間	56 時間	要指導・一般用医薬品販売時間	56 時間
開店時間	56 時間	うち、要指導・第1類販売時間	56 時間

(開店時間、医薬品を販売する時間)

※「医薬品販売時間」の欄は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間を記載すること

「要指導・第1類」の欄には医薬品を販売する時間のうち、要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間を記載すること

(時)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
営業時間																											9 時間
開店時間																											9 時間
特定販売時間																											9 時間
① 医薬品販売時間																											9 時間
要指導・第1類																											9 時間
薬剤師勤務																											9 時間
登録販売者勤務																											9 時間
営業時間																											7 時間
開店時間																											7 時間
特定販売時間																											7 時間
② 医薬品販売時間																											7 時間
要指導・第1類																											7 時間
薬剤師勤務																											7 時間
登録販売者勤務																											7 時間
営業時間																											4 時間
開店時間																											4 時間
特定販売時間																											4 時間
③ 医薬品販売時間																											4 時間
要指導・第1類																											4 時間
薬剤師勤務																											4 時間
登録販売者勤務																											4 時間
営業時間																											時間
開店時間																											時間
特定販売時間																											時間
④ 医薬品販売時間																											時間
要指導・第1類																											時間
薬剤師勤務																											時間
登録販売者勤務																											時間
営業時間																											時間
開店時間																											時間
特定販売時間																											時間
⑤ 医薬品販売時間																											時間
要指導・第1類																											時間
薬剤師勤務																											時間
登録販売者勤務																											時間
(参考) 祝日																											時間
営業時間																											時間
開店時間																											時間
特定販売時間																											時間
医薬品販売時間																											時間
要指導・第1類																											時間
薬剤師勤務																											時間
登録販売者勤務																											時間

・営業日、営業時間の欄の番号に対応する営業時間、開店時間等について、それぞれ該当する時間を塗りつぶしてください。
 ・「医薬品販売時間」の行には要指導医薬品または一般用医薬品の販売を行う開店時間を、「要指導・第1類」の行には、そのうち要指導医薬品または第1類医薬品（薬剤師のみが販売できる医薬品）を販売する開店時間を記載してください。
 ・営業時間は開店時間及び特定販売を行う時間を記載してください。
 ・特定販売時間について、注文の受付のみを行う時間は含めないでください。
 ・登録販売者が勤務していない等、該当がない行については記載不要です。